

平成28年9月定例会 付議事件一覧

平成28年8月25日現在

●市長提出議案案件

報告案件 12件 (和解関係=10件、予算関係=2件)

議案案件 27件 (承認議案=1件、条例=2件、補正予算=6件、決算認定=14件、単行=4件)

諮問案件 4件 (人権擁護委員候補者4名)

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

◎ 通常審議分

○ 報告案件 12件

頁

1	報告第21号	専決処分した事件の報告について	※
2	報告第22号	専決処分した事件の報告について	※
3	報告第23号	専決処分した事件の報告について	※
4	報告第24号	専決処分した事件の報告について	※
5	報告第25号	専決処分した事件の報告について	※
6	報告第26号	専決処分した事件の報告について	※
7	報告第27号	専決処分した事件の報告について	※
8	報告第28号	専決処分した事件の報告について	※
9	報告第29号	専決処分した事件の報告について	※
10	報告第30号	専決処分した事件の報告について	※
11	報告第31号	平成27年度都城市一般会計継続費精算の報告について	1
		志和池最終処分場第2期建設事業に係る継続費及び高崎地区土地区画整理事業に係る継続費を精算したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するもの	
12	報告第32号	平成27年度都城市工業用地造成事業特別会計継続費精算の報告について	7
		工業用地造成事業に係る継続費を精算したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するもの	

○ 承認議案 1件 (予算1件) 頁

13	議案第111号	専決処分した事件の報告及び承認について (平成28年度都城市一般会計補正予算)	※
----	---------	--	---

○ 条例議案 2件 新旧対照表を参照 頁

14	議案第112号	都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
	公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙公営の限度額が増額されたため、所要の改正を行うもの		
15	議案第137号	都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	35
	条例に基づく奨励措置のうち雇用奨励金の交付の拡充を図るため、所要の改正を行うもの		

○ 予算議案 6件 頁

16	議案第113号	平成28年度都城市一般会計補正予算(第3号)	※
17	議案第114号	平成28年度都城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	※
18	議案第115号	平成28年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	※
19	議案第116号	平成28年度都城市介護保険特別会計補正予算(第2号)	※
20	議案第117号	平成28年度都城市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	※
21	議案第118号	平成28年度都城市電気事業特別会計補正予算(第1号)	※

○ 決算承認議案 14件 頁

22	議案第119号	平成27年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について	※
23	議案第120号	平成27年度都城市食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定について	※
24	議案第121号	平成27年度都城市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
25	議案第122号	平成27年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※
26	議案第123号	平成27年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※

27	議案第124号	平成27年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
28	議案第125号	平成27年度都城市農業集落下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
29	議案第126号	平成27年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	※
30	議案第127号	平成27年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
31	議案第128号	平成27年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※
32	議案第129号	平成27年度都城市御池簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
33	議案第130号	平成27年度都城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
34	議案第131号	平成27年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※
35	議案第132号	平成27年度都城市水道事業決算の認定について	※

○ 単行議案 4件

頁

36	議案第133号	財産の取得について	15
	高規格救急自動車の取得について、先般行った指名競争入札の結果、宮崎トヨタ自動車株式会社 都城店が、2千991万6千円(税込み)で落札したので、同社との契約の締結について議会の議決を求めるもの		
37	議案第134号	財産の取得について	19
	小型動力ポンプ付水槽車の取得について、先般行った3回の指名競争入札において不落となったことから、随意契約の手続に移行し、宮崎ラビットポンプ有限会社 都城営業所を契約の金額4千195万8千円(税込み)で契約の相手方と決定したので、同社との契約の締結について議会の議決を求めるもの		
38	議案第135号	公の施設の指定管理者の指定について	23
	都城市志和池中央ふれあい広場の指定管理者を議案のとおり指定することについて、議会の議決を求めるもの		
39	議案第136号	平成27年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	33
	平成27年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金5億5千491万7千28円のうち3億8千46万7千672円を減債積立金に積み立て、1億7千444万9千356円を自己資本金に組み入れることについて、議会の議決を求めるもの		

○ 諮問案件 4件

頁

40 — 43	諮問第7号— 諮問第10号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	※
---------------	------------------	--------------------------------	---

平成28年第4回都城市議会定例会（9月）

（報告第21号～第32号、議案第111号～第137号、
諮問第7号～第10号）

報告第31号

平成27年度都城市一般会計継続費精算の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、継続費精算を次のとおり報告する。

平成28年9月1日提出

都城市長 池田 宜永

平成27年度 都城市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
20 衛生費	10 清掃費	志和池最終処分場第2期建設事業	平成23年度	200,000,000	0	171,000,000	0	29,000,000
			平成24年度	220,000,000	79,920,000	122,500,000	0	17,580,000
			平成25年度	435,865,000	365,103,000	67,100,000	0	3,662,000
			平成26年度	235,503,000	0	223,200,000	0	12,303,000
			平成27年度	44,004,000	0	41,500,000	0	2,504,000
			計	1,135,372,000	445,023,000	625,300,000	0	65,049,000

(単位：円)

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
161,765,081	0	143,300,000	0	18,465,081	38,234,919	0	27,700,000	0	10,534,919
217,006,919	79,920,000	119,700,000	0	17,386,919	2,993,081	0	2,800,000	0	193,081
471,728,000	365,103,000	82,300,000	0	24,325,000	△ 35,863,000	0	△ 15,200,000	0	△ 20,663,000
240,868,000	0	228,200,000	0	12,668,000	△ 5,365,000	0	△ 5,000,000	0	△ 365,000
44,001,715	0	41,500,000	0	2,501,715	2,285	0	0	0	2,285
1,135,369,715	445,023,000	615,000,000	0	75,346,715	2,285	0	10,300,000	0	△ 10,297,715

平成27年度 都城市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
40 土木費	20 都市計画費	高崎地区土地区画整理事業	平成17年度	686,203,000	27,500,000	261,400,000	291,430,000	105,873,000
			平成18年度	533,311,000	58,850,000	274,200,000	150,660,000	49,601,000
			平成19年度	457,210,000	45,650,000	331,500,000	5,240,000	74,820,000
			平成20年度	488,000,000	82,050,000	286,600,000	86,600,000	32,750,000
			平成21年度	472,629,000	83,150,000	299,000,000	56,630,000	33,849,000
			平成22年度	463,400,000	53,900,000	293,800,000	58,580,000	57,120,000
			平成23年度	277,432,000	9,350,000	224,500,000	4,600,000	38,982,000
			平成24年度	27,315,000	0	0	0	27,315,000
			平成25年度	16,900,000	0	0	0	16,900,000
			平成26年度	23,000,000	0	0	0	23,000,000
			平成27年度	22,285,000	0	0	0	22,285,000
			計	3,467,685,000	360,450,000	1,971,000,000	653,740,000	482,495,000

(単位：円)

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
535,728,700	258,521,400	190,400,000	0	86,807,300	150,474,300	△ 231,021,400	71,000,000	291,430,000	19,065,700
515,392,300	177,634,600	239,900,000	0	97,857,700	17,918,700	△ 118,784,600	34,300,000	150,660,000	△ 48,256,700
508,689,000	90,524,000	333,000,000	0	85,165,000	△ 51,479,000	△ 44,874,000	△ 1,500,000	5,240,000	△ 10,345,000
416,268,000	115,710,000	260,600,000	0	39,958,000	71,732,000	△ 33,660,000	26,000,000	86,600,000	△ 7,208,000
511,048,400	147,015,000	315,600,000	0	48,433,400	△ 38,419,400	△ 63,865,000	△ 16,600,000	56,630,000	△ 14,584,400
419,767,800	136,556,400	295,900,000	0	△ 12,688,600	43,632,200	△ 82,656,400	△ 2,100,000	58,580,000	69,808,600
329,706,763	32,898,600	300,300,000	0	△ 3,491,837	△ 52,274,763	△ 23,548,600	△ 75,800,000	4,600,000	42,473,837
156,999,037	0	140,200,000	0	16,799,037	△ 129,684,037	0	△ 140,200,000	0	10,515,963
14,059,000	0	0	0	14,059,000	2,841,000	0	0	0	2,841,000
16,612,000	0	0	0	16,612,000	6,388,000	0	0	0	6,388,000
43,357,665	0	0	0	43,357,665	△ 21,072,665	0	0	0	△ 21,072,665
3,467,628,665	958,860,000	2,075,900,000	0	432,868,665	56,335	△ 598,410,000	△ 104,900,000	653,740,000	49,626,335

報告第32号

平成27年度都城市工業用地造成事業特別会計継続費精算の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、継続費精算を次のとおり報告する。

平成28年9月1日提出

都城市長 池田 宜永

平成27年度 都城市工業用地造成事業特別会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 工業用地造成事業費	5 工業用地造成事業費	工業用地造成事業	平成24年度	98,677,000	0	98,100,000	577,000	0
			平成25年度	181,112,000	0	181,000,000	112,000	0
			平成26年度	525,809,000	0	525,500,000	309,000	0
			平成27年度	50,000,000	0	50,000,000	0	0
			計	855,598,000	0	854,600,000	998,000	0

(単位：円)

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
98,677,000	0	98,100,000	577,000	0	0	0	0	0	0
165,682,000	0	165,600,000	82,000	0	15,430,000	0	15,400,000	30,000	0
276,220,800	0	275,900,000	320,800	0	249,588,200	0	249,600,000	△ 11,800	0
262,518,688	0	262,500,000	18,688	0	△ 212,518,688	0	△ 212,500,000	△ 18,688	0
803,098,488	0	802,100,000	998,488	0	52,499,512	0	52,500,000	△ 488	0

議案第 1 1 2 号

都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成18年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第9条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

第13条及び第14条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第133号

財産の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第63号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年9月1日提出

都城市長 池田 宜永

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 品名 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 数量 | 1台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 29,916,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 都城市吉尾町6135番地
宮崎トヨタ自動車株式会社 都城店 |

議案第133号関係資料

- 1 取得財産 高規格救急自動車
- 2 数量 1台
- 3 予定価格 31,000,000円（消費税及び地方消費税込み）
28,703,704円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 落札価格 29,916,000円（消費税及び地方消費税込み）
27,700,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 5 落札率 96.50%

6 指名業者及び入札結果

指名業者	第1回入札金額	摘要
宮崎トヨタ自動車株式会社 都城店	27,700,000円	くじ引きによる落札
宮崎日産自動車株式会社 都城店	27,700,000円	

注 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

7 車両の仕様概要

- (1) 高規格救急自動車（メーカー公表最新型とする。）
- (2) 乗車定員：7名
- (3) 全長：5.62メートル
- (4) 全高：2.49メートル
- (5) 全幅：1.89メートル
- (6) エンジン：ガソリンエンジン
- (7) 排気量：2,690cc
- (8) トランスミッション：電子制御4速A/T

議案第134号

財産の取得について

次のとおり小型動力ポンプ付水槽車を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第63号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年9月1日提出

都城市長 池田 宜永

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 品名 | 小型動力ポンプ付水槽車 |
| 2 | 数量 | 1台 |
| 3 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 | 契約の金額 | 41,958,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 都城市志比田町5011番地
宮崎ラビットポンプ有限公司 都城営業所 |

議案第134号関係資料

- 1 取得財産 小型動力ポンプ付水槽車
- 2 数 量 1台
- 3 予定価格 42,102,000円（消費税及び地方消費税込み）
38,983,334円（消費税及び地方消費税抜き）

4 指名業者及び入札結果

指名業者	第1回入札 金額（円）	第2回入札 金額（円）	第3回入札 金額（円）	摘要
有限会社原口無線	45,300,000	辞退	辞退	
株式会社ヤマトボーデン	41,980,000	41,380,000	40,920,000	不落
株式会社武田ポンプ店 都城営業所	42,200,000	41,500,000	40,950,000	不落
中村消防防災株式会社 都城営業所	42,100,000	41,300,000	40,900,000	不落
宮崎ラビットポンプ有限 会社 都城営業所	41,800,000	41,000,000	40,800,000	不落

注 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

5 契約相手の選定理由

3回の入札結果が不落となったことから、随意契約のに移行したところ、入札参加者のうち見積参加を希望したのは、宮崎ラビットポンプ有限会社都城営業所のみであったため、随意契約をするもの。

- 6 契約の金額 41,958,000円（消費税及び地方消費税込み）

7 車両の仕様概要

- (1) 小型動力ポンプ付水槽車
- (2) 乗 車 定 員： 3名
- (3) 全 長： 7.2メートル以下
- (4) 全 高： 3.0メートル以下
- (5) 全 幅： 2.4メートル以下
- (6) エ ン ジ ン： ディーゼルエンジン
- (7) 駆 動 方 式： 2輪駆動
- (8) 水 槽 容 量： 5,000リットル

議案第135号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号）第5条第1項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市志和池中央ふれあい広場

2 指定管理者となる団体の名称

志和池地区環境整備対策協議会

3 指定の期間

平成28年10月1日から平成31年3月31日まで

平成28年9月1日提出

都城市長 池田 宜永

都城市志和池中央ふれあい広場指定管理者候補者選定の概要

都城市志和池中央ふれあい広場の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成28年9月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

志和池地区環境整備対策協議会

(2) 代表者名

会長 今村 寛秀

(3) 所在地

都城市上水流町1536番地

(4) 設立年月日

平成2年10月1日

(5) 従業員数

28名

(6) 業務内容

処分場処理水の水質検査立会、処分場施設周辺の環境監視及び環境視察

2 指定期間

平成28年10月1日 ～ 平成31年3月31日（2年6か月）

3 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市志和池中央ふれあい広場 (都城市上水流町 1903 番地 12)	敷地面積 : 31,971 m ²
	パークゴルフ場 : 16,007 m ²
	遊具広場 : 4,611 m ²
	多目的広場 : 3,979 m ²
	管理棟 : 70.97 m ²
	駐車場 : 2,625 m ²
	遊歩道 : 2,167 m ² 等

(2) 業務概要

- ア 管理施設の利用許可、行為の許可、利用許可の取消し等、利用禁止又は制限及び原状回復に関する業務
- イ 利用料金の徴収及び納入に関する業務
- ウ 施設等の維持及び小規模修繕に関する業務
- エ 施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

地域密着型の施設で地域協働の推進等が期待でき、かつ、その受け皿となる団体がこの地域に当該団体しか存在しないため

(2) 申請書類の審査結果

ア 住民の平等な利用の確保について

市の管理方針及び施設の目的を認識し、利用者からの申請を平等公平に受付し、利用者間の調整を図ることを提案されている。

イ 施設の効用の最大限の発揮について

自治公民館や民主団体等へ広報・PRしながら利用者の増加に取り組むことを提案されている。

ウ 管理経費の節減について

草刈り、除草作業等の管理業務を指定管理者が行うことで経費節減に努めることを提案されており、期待できる。

施設の不具合を早急に発見し、小規模な修繕を指定管理者が行うことで経費節減に努めることを提案されており、期待できる。

エ 管理運営能力について

指定管理者の母体が志和池地区自治公民館連絡協議会であり、組織基盤がしっかりしている。緊急時の連絡体制も整えられている。したがって、安定的な維持管理が期待できる。

事業計画書概要版

申請団体名 志和池地区環境整備対策協議会

希望する施設名 志和池中央ふれあい広場

(1) 市民の平等な利用に関すること
<ul style="list-style-type: none">・子供から大人まで楽しめる、地域住民を中心とした交流と健康増進・体力増強の場となるため、地域交流を基本として管理運営を行う。・利用者受付は、管理棟及び電話受付とし、利用者間の調整を図る。・利用者から施設に係る相談や苦情等を受付ける体制を整え、重要な案件については内部協議を行い、市（環境施設課）と連絡を取りながらその解決にあたる。
(2) 施設効用の発揮に関すること
<ul style="list-style-type: none">・地域密着型の拠点施設として、地区の各種競技団体や社会教育関係団体、利用者と連携を強化し、利用者主体のサービスの提供に努め、安全・快適な環境の場を創出する。・非公認コースであり、利用料金は利用しやすい設定とし、自治公民館や各民主団体にも呼びかけて誰でも気軽に利用できる施設として広報・PRしながら利用者の増加に取り組む。・自主事業を行い、住民サービスの向上及び管理運営の安定に取り組む。
(3) 管理経費の縮減に関すること
<ul style="list-style-type: none">・管理棟での節電、節水に取り組むことにより、光熱水費の軽減が見込まれる。・草刈、除草作業等の指定管理業務は、原則として指定管理者で行い、経費節減に努める。・雨天時には最小限の人員で対応することにより、人件費の節減につながる。・小規模な修繕等を志和池地区環境整備対策協議会が行うことにより、経費の節減が見込まれる。
(4) 安定的な施設の管理運営に関すること
<ul style="list-style-type: none">・管理運営に必要な人員体制を整えている。・地区の公民館連協及びまちづくり協議会をはじめ、社会教育関係団体と連携を図り、定期的なパークゴルフ大会や各種イベント等を実施する。・緊急時の連絡網を整備し、緊急時には迅速に市（環境施設課）と連携できる体制を整える。・施設管理運営の実施によって知り得た個人情報の漏洩、滅失、損傷等の事故防止や個人情報の適切な管理を行う。・受付・作業員については地元雇用としたい。
(5) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと
<ul style="list-style-type: none">・本協議会は、一般廃棄物最終処分場、リサイクルプラザ等の一般廃棄物処理施設について諸問題を協議するとともに、施設周辺的生活環境の向上を図ることを目的としている。そのため、周辺施設（民間も含む）の監視も行っており、地域の環境保全に寄与している。・本協議会は、地区の自治公民館長等で構成された団体で、地区の行事の運営を行うなど、組織基盤がしっかりしている。・処分場の跡地利用については、平成25年10月に本協議会委員で構成された志和池最終処分場埋立土地利用検討会を設立し、行政と跡地利用について何度も協議を行ってきた経緯があり、施設の内容等を熟知している。・処分場跡地利用に関しては地域住民の悲願であり、この施設を地域密着型の拠点として地元住民の施設利用を促し、地域の交流の場や地域の一体感の醸成に寄与するように努める。・パークゴルフを中心として利用計画を策定し、地元は元より広く積極的に広報することで利用者の増加に努める。

申請団体名 志和池地区環境整備対策協議会

希望する施設名 志和池中央ふれあい広場

主要業務実績

年 度	業 務 名 (施設名称等)	業 務 内 容 (業務概要・発注者等)	受注額 (円)
25	志和池地区環境整備対策協議会	<ul style="list-style-type: none">・埋立地利用検討会 (年 5 回)・水質検査立会 (年 8 回)・先進地視察 (福岡東部・西部の最終処分場、エコプラザ宮崎)・環境施設周辺の巡視活動	643,040
26	志和池地区環境整備対策協議会	<ul style="list-style-type: none">・埋立地利用検討会 (年 3 回)・水質検査立会 (年 8 回)・先進地視察 (福岡市月隈パークゴルフ場、北九州市響灘ビオトープ、日南中央公園、青島パークゴルフ場)・環境施設周辺の巡視活動	658,916
27	志和池地区環境整備対策協議会	<ul style="list-style-type: none">・埋立地利用検討会 (年 12 回)・水質検査立会 (年 8 回)・先進地視察 (宮崎市公園施設)・環境施設周辺の巡視活動	340,136

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

平成27年度 志和池地区環境整備対策協議会 事業実績調書

月 日	事業内容	場所等
4月～3月	志和池最終処分場埋立土地利用検討会 第1回(4/21)、第2回(4/27)、第3回(6/4)、 第4回(6/18)、第5回(7/2)、第6回(7/16)、 第7回(8/3)、第8回(9/3)、第9回(11/26)、 第10回(1/21)、第11回(2/4)、第12回(3/3)	志和池地区公民館
4月21日(火)	第1回志和池地区環境整備対策協議会	志和池地区公民館
5月27日(水)	第2回志和池地区環境整備対策協議会	現地：処分場・クリーンセンター 総会：都城グリーンホテル
9月1日(火)	視察研修会(県内)	上米公園パークゴルフ場
11月～12月	志和池最終処分場埋立土地利用検討会三役協議 第1回(11/5)、第2回(11/16)、第3回(12/17)	志和池地区公民館
12月22日(火)	水質検査立会	処分場
12月22日(火)	第3回志和池地区環境整備対策協議会	リサイクルプラザ
2月15日(月)	水質検査立会	処分場
2月23日(火)	視察研修会(県内)	高岡天ヶ城公園 平和台公園 宮崎神宮公園

平成27年度 志和池地区環境整備対策協議会 収支決算書

○収入の部

項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減額 (B) - (A)	内 容
負担金、補助金 及び交付金	660,000	660,000	0	一般廃棄物最終処分場 地元対策協議会補助金
計	660,000	660,000	0	

○支出の部

項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減額 (B) - (A)	内 容
旅 費	414,400	54,000	△ 360,400	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9/1 県内視察研修(三股町) ・ 2/23 県内視察研修(宮崎市)
使 用 料	14,000	0	△ 14,000	
需 用 費	51,600	51,840	240	・ 水質検査立会時作業服代
報 償 費	180,000	234,296	54,296	<ul style="list-style-type: none"> ・ 志和池地区最終処分場埋立土地利用 検討会及び三役協議会報償費 ・ 愛称募集記念品代
計	660,000	340,136	△ 319,864	

収入 660,000円 - 支出 340,136円 = 319,864円 (補助金返還)

議案第136号

平成27年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成27年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金554,917,028円のうち380,467,672円を減債積立金に積み立て、174,449,356円を自己資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年9月1日提出

都城市長 池田 宜永

議案第137号

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年9月1日提出

都城市長 池田 宜永

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例

都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「及び同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「第11項まで」の次に「及び同条第13項」を加え、同条第14号及び第15号中「180日」を「1年（情報サービス施設にあっては、操業開始日の前2年及び後1年）」に改める。

第4条第1項ただし書中「、立地支援企業」を「立地支援企業」に、「場合、投下固定資産総額」を「場合における投下固定資産総額」に改める。

第5条の見出し中「内容等」を「種類等」に改め、同条第1項中「別表第1左欄に掲げる奨励措置の種類」の区分に応じ、同表右欄に定める奨励措置」を「別表第1に定めるところにより、奨励措置」に改める。

別表第1中「第4条及び」を削り、

「

雇用奨励金の交付（情報サービス施設以外）	第4条第1項に該当し、かつ、情報サービス施設以外を立地する者。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律により障害者の雇用を義務付けられている者にあつては、設置した工場等において、雇用奨励金交付の申請時に、同法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上を雇用している指定事業	雇用の増加の数に応じ、次に掲げるとおりとする。ただし、交付の回数は、1工場につき、1回に限る。 (1) 雇用増加が99人以下の場合、新規雇用従業員1人当たり20万円を乗じて得た額を交付する。ただし、新規雇用従業員が障害者であるときは、当該従業員1人当たりの雇用	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 雇用増加が100人未満の場合 2,000万円 (2) 雇用増加が100人以上の場合 3,000万円
----------------------	---	---	---

	者	<p>奨励金の額を3割増しとする。</p> <p>(2) 雇用増加が100人以上の場合、新規雇用従業員1人当たり30万円を乗じて得た額を交付する。ただし、新規雇用従業員が障害者であるときは、当該従業員1人当たりの雇用奨励金の額を3割増しとする。</p>	
雇用奨励金の交付（情報サービス施設）	第4条第1項に該当し、かつ、情報サービス施設を立地する者。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律により障害者の雇用を義務付けられている者については、設置した工場等において、雇用奨励金交付の申	新規雇用従業員1人当たり50万円を乗じて得た額を交付する。ただし、交付の回数は、1工場につき1回に限る。	1億円

を

	請時に、同法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上を雇用している指定事業者		
--	--	--	--

」

「

雇用奨励金の交付（情報サービス施設以外）	第4条第1項に該当し、かつ、工場等（情報サービス施設を除く。この項において同じ。）を立地する者。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律により障害者の雇用を義務付けられている者にあつては、設置した工場等において、雇用奨励金交付の申請時に、同法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上を雇用している指定事業者	次の各号のいずれかの雇用増加の人数の区分に応じ、当該各号に定める額を交付する。ただし、交付の回数は、1工場等につき、1回に限る。 (1) 雇用増加が100人未満の場合 新規雇用従業員の数に30万円を乗じて得た額。ただし、新規雇用従業員が障害者であるときは、当該従業員1人当たりの雇用奨励金の額を3割増しとする。	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 雇用増加が100人未満の場合 3,000万円 (2) 雇用増加が100人以上の場合 4,000万円
----------------------	---	---	---

		(2) 雇用増加が100人以上の場合 新規雇用従業員の数に40万円を乗じて得た額。ただし、新規雇用従業員が障害者であるときは、当該従業員1人当たりの雇用奨励金の額を3割増しとする。	
雇用奨励金の交付（情報サービス施設）	第4条第1項に該当し、かつ、情報サービス施設を立地する者。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律により障害者の雇用を義務付けられている者においては、設置した情報サービス施設において、雇用奨励金交付の申請時に、同法第43条第1項に規定する法定	次に掲げる額を交付するものとし、交付の回数は、1情報サービス施設につき1回に限る。 (1) 新規雇用従業員の数に50万円を乗じて得た額 (2) 操業開始日から起算して1年を経過した日から、操業開始日から起算して2年を経過した日の前日までの間	1億円に

	雇用障害者数以上を雇用している指定事業者	<p>における規則で定めるところにより算定した新たに雇用された者（雇用保険被保険者に限る。）の増加数に50万円を乗じて得た額</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、規則で定める区域に情報サービス施設を設置する場合は、前2号の規定中「50万円」とあるのは「80万円を限度として規則で定める額」とする。</p>	
--	----------------------	--	--

」

改め、同表工場等用地取得補助金の交付の項中「かつ」を「及び」に改める。

別表第2中「第4条及び」を削り、同表奨励措置の種類欄中「雇用奨励金」を「雇用奨励金の交付」に、「工場等用地取得補助金」を「工場等用地取得補助金の交付」に、「環境施設等整備補助金」を「環境施設等整備補助金の交付」に改め、同表要件欄中「かつ次の各号」を「及び次の各号」に改め、同表内容欄中「1人当たり」を「の数に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に指定事業者の申請をした者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

